

# 公益社団法人日本地震工学会 第 17 回世界地震工学会議運営規程

2017 年 10 月 23 日制定

## (総則)

第 1 条 第 17 回世界地震工学会議（以下「17WCEE」とする。）の実施については、この規程の定めるところによる。

## (17WCEE の目的)

第 2 条 17WCEE は地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展を目指す国際学術会議であり、日本地震工学会が主催する。

## (開催運営)

第 3 条 17WCEE の運営は 17WCEE 運営委員会で行うものとする。

2 17WCEE 運営委員会は、17WCEE の会期・会場・学術講演会・技術見学会等の大綱を定め、理事会の承認を得る。

## (17WCEE 運営委員会等)

第 4 条 17WCEE 運営委員会の委員長の委嘱ならびに解嘱は理事会が行う。委員の委嘱ならびに解嘱は 17WCEE 運営委員会の要請により会長が行う。

2 17WCEE 運営委員会は、大綱に基づき、関係行事の詳細を定めるとともに、学術講演会・技術見学会等を実施する。

3 17WCEE 運営委員会は、講演プログラムを編成し、理事会の承認を得る。

4 17WCEE 運営委員会は、梗概集を作成する。

## (17WCEE 専門委員会等)

第 5 条 17WCEE 運営委員会は、理事会の承認を受けて、17WCEE の運営に必要な専門委員会を設置することができる。

2 17WCEE 運営委員会が設置する専門委員会の委員長および委員の委嘱ならびに解嘱は、17WCEE 運営委員長の要請により会長が行う。

3 専門委員会の委員長は、17WCEE 運営委員会の委員でなければならない。

## (業務委託)

第 6 条 17WCEE 運営委員会は業務の一部を外部に委託することができる。

(経費)

第7条 17WCEE の開催経費は、原則として 17WCEE 参加費および技術展示等の出展料をもって充て、その経理は 17WCEE 運営委員会が行い理事会の承認を得る。

2 17WCEE 参加費および技術展示等の出展料は、17WCEE 運営委員会が決め、理事会の承認を得る。

3 17WCEE の準備および運営に掛る経費は、日本地震工学会特別事業積立金より支出し、その管理は会長が行う。17WCEE 運営委員会は、準備に要した経費を年度単位で取り纏め、その年度の総会に報告する。

4 17WCEE 終了後の余剰金は、特別事業積立金に充当し、特別事業積立金規定に基づき運用する。

(17WCEE 監査委員会)

第8条 17WCEE 運営に関する監査は、17WCEE 監査委員会が実施する。

2 17WCEE 監査委員会の委員は、2名以上とし、理事会が任命する。

3 17WCEE 監査委員会は、17WCEE 終了後9ヶ月以内に監査を実施し、理事会に報告する。

4 17WCEE 監査委員会は、監査報告が理事会で承認された後に解散する。

(報告義務)

第9条 17WCEE 運営委員会は 17WCEE 終了後6ヶ月以内に概要報告を取り纏め、理事会に報告する。

2 概要報告には、登録参加者数、各行事別参加者数、収支決算報告を明記する。

(17WCEE の中止ないし大幅な変更)

第10条 天災等の緊急事態の発生による 17WCEE 内容の大幅な変更ないし中止は、正・副会長と 17WCEE 運営委員会委員長が協議して決定し、参加者へ周知する。

2 会議内容の大幅な変更ないし中止等に伴う「経費の補填」については 17WCEE 運営委員会が会計部会と協議し、理事会において定める。

3 天災等により 17WCEE が中止または変更された場合、梗概集に掲載された研究梗概は発表されたものとする。

(17WCEE 運営委員会の設置年限)

第11条 17WCEE 運営委員会は、17WCEE の終了後、概要報告ならびに一切の経理を完了し監査が終了した後に、理事会の承認を得て解散する。

2 17WCEE 運営委員会の解散をもって専門委員会の解散とする。

(その他)

第 12 条 この規程に記載されていない事項については、一般規則によるほか理事会において決定する。

附則

1) この規程は 2017 年 10 月 23 日から施行する。